

宮城県災害廃棄物処理計画
＜資料編＞

【目次】

資-1	関係法令・通知等	1
資-2	東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書(概要版)	5
資-3	循環型社会形成推進交付金制度の概要	6
資-4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正 する法律(平成27年法律第58号)の概要	7
資-5	災害時における廃棄物処理施設の設置等に係る特例について	11
資-6	宮城県協定一覧(危機対策課取りまとめ)	27
資-7	循環型社会推進課所管分協定書	33
資-8	D. Waste-Net について	51
資-9	県有地仮置場候補地一覧	53
資-10	建物の所有者又は発注者が行う主な許可申請及び届出	54
資-11	一般廃棄物処理施設一覧	55
資-12	環境モニタリング基準値一覧	61
資-13	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金関係 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱	65
	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱	77
	災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費 補助金実施要領	85
	災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画 の変更に伴う事前協議の取扱いについて	91
	災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)〈一部割愛〉	95
資-14	宮城県で実施した災害廃棄物処理業務年表	147
資-15	宮城県災害廃棄物処理対策協議会設置要綱	159
資-16	一般廃棄物処理事務担当部署・関係団体一覧	161
資-17	再生資材関係通知 東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について	165
	東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物 由来の再生資材の活用について	167
	東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等に おける活用について	179
資-18	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン	187
資-19	宮城県災害廃棄物処理計画ガイドライン	217

<関係法令>

- 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）
- 災害対策基本法施行規則（昭和37年9月21日総理府令第52号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）
- 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

<防災計画>

- ① 防災基本計画（内閣府）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>
- ② 環境省防災業務計画（環境省）
<https://www.env.go.jp/other/bousai/>
- ③ 宮城県地域防災計画
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/kb-huusui-tiiki.html>
- ④ 宮城県地震被害想定調査に関する報告書
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/ks-sanzihigai-houkoku.html>

<災害廃棄物処理>

- ① 災害廃棄物対策指針
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/>
- ② 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針について
http://kouikishori.env.go.jp/action/guidance/guideline_action/
- ③ 災害廃棄物の処理に係る留意事項について
http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110425_haiki-ryui.pdf
- ④ 地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における留意事項
～建築物等の解体工事を実施する事業者の皆様へ～
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111107-1.html>
- ⑤ 災害廃棄物から再生された復興資材の有効活用ガイドライン
https://www.jiban.or.jp/file/organi/bu/chousabu/fukkoshizai/fukkoshizaiguide141002_contents.pdf
- ⑥ 市町村向け災害廃棄物処理 行政事務の手引き
<http://tohoku.env.go.jp/201703saigaigyoseitebiki.pdf>
- ⑦ 東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/houkokusho.html>
- ⑧ 災害廃棄物処理の記録<宮城県>
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/gyoumukiroku.html>
- ⑨ 産業廃棄物処理業者名簿
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/meibo.html>

<リサイクル>

- ① 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160422_04.pdf
- ② 被災したパソコンの処理について
http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160422_03.pdf
- ③ 災害時における廃家電製品の取扱いについて
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/pdf/parts/sanko15.pdf>

<自動車> (参考)

- ① 東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について
http://www.env.go.jp/jishin/attach/jidosha_shori.pdf
- ② 東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて
<https://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/110318document.pdf>

<船舶> (参考)

- ① 東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン (暫定版)
http://www.env.go.jp/jishin/attach/guideline_senpaku-shori.pdf
- ② 東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン (暫定版) について (補遺)
http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110706_senpaku-shori.pdf

<仮置場>

- ① 仮置場における留意事項について
https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110519_karioki.pdf
- ② 仮置場における火災発生の防止について
https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110921_kasai.pdf

<再生資材>

- ① 東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について
https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110713_saisei.pdf
- ② 東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について
<https://www.env.go.jp/jishin/attach/no120525001.pdf>
- ③ 東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について
https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20120608_wood.pdf

<広域処理>

- ① 災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き
<http://www.env.go.jp/recycle/report/h22-02/main.pdf>
- ② 大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドラインの策定
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/hachidoukensougououengideline.html>

<有害物質>

- ① 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
https://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/full.pdf
- ② 廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について
http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160422_02.pdf
- ③ 被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について
http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160607.pdf
- ④ 石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/18610.pdf>
- ⑤ 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（実務担当者用）
https://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai_pcb_jitsumu_ver2r.pdf
- ⑥ 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（一般周知用）
https://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai_pcb_ippan.pdf
- ⑦ 災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて
https://www.env.go.jp/jishin/attach/kansen_haiibutsu.pdf
- ⑧ 宮城県化学物質適正管理指針
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/3809.pdf>

<その他>

- ① 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf
- ② 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル
https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/pdf_saigai/all_h2403.pdf
- ③ 災害廃棄物等処理・活用事例集（国土交通省のリサイクルホームページ）
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/recycle_rule/index.htm
- ④ 宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sakutei.html>

<参考URL>

- ① 内閣府：防災情報のページ
<http://www.bousai.go.jp/>
- ② 環境省：災害廃棄物対策情報サイト
<http://kouikishori.env.go.jp/>
- ③ 環境省：災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/>
- ④ 国立環境研究所：災害廃棄物情報プラットフォーム
<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>
- ⑤ 環境省：東日本大震災への対応
<http://www.env.go.jp/jishin/>
- ⑥ 環境省：循環型社会形成推進交付金サイト
http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/
- ⑦ 環境省：解体等工事を始める前に
https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/pamph_demolish.pdf
- ⑧ せんだい災害協定団：災害に役立つ災害廃棄物処理の初動期活動のQ & A
<http://www.senkenkyo.org/infomation/17/05-31/82.php>

<参考図書>

災害廃棄物分別・処理 実務マニュアル -東日本大震災を踏まえて
編著：一般社団法人 廃棄物資源循環学会 発行：株式会社 ぎょうせい

東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書

《概要》

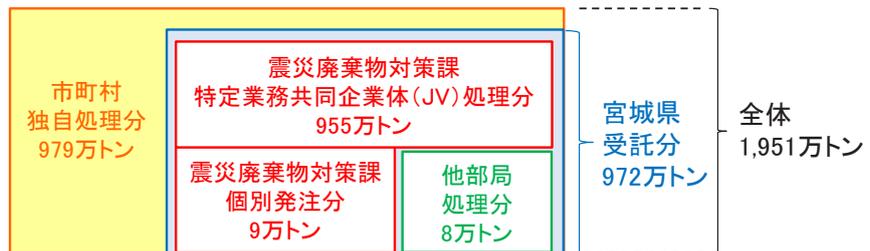
I 趣旨 (はじめに)

東日本大震災に係る災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 膨大な災害廃棄物 ● 全国から多くの支援 ● 巨額の公費の投入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 前例のない災害廃棄物処理を客観的に検証すること ● 得られた知見や課題を明確にすること 	被災県の責務
------------------	---	--	--------

- ◆ 市町から事務の委託を受けて宮城県が行った災害廃棄物処理業務を検証
- ◆ 検証を踏まえた今後の大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方を提言

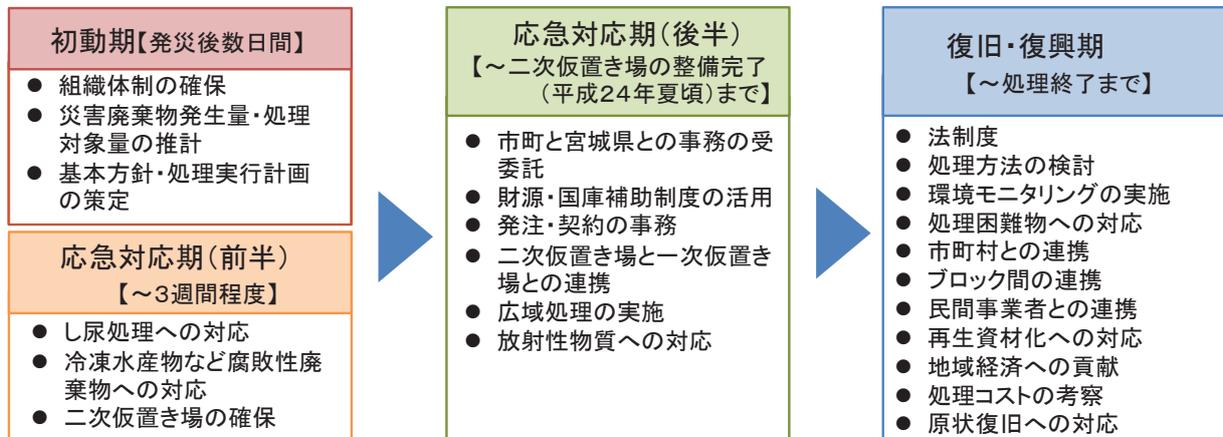
II 宮城県で実施した災害廃棄物処理の概要

- 宮城県全体の災害廃棄物処理量1,951万トンのうち、宮城県が受託し処理した量は、972万トン。約88%をリサイクル
- 宮城県が広域処理した量は、24.6万トン(市町村が広域処理した量は8.4万トン)



III 宮城県で実施した災害廃棄物処理業務の検証

- 宮城県が行った災害廃棄物処理に関する23項目について、環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて(中間取りまとめ)」を参考にして時系列に整理し、検証



IV 大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方についての提言

- 検証を踏まえ、大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方について次の内容を提言

大規模災害に対する備え <ul style="list-style-type: none"> ● 仮置き場用地の確保又は想定 ● 廃棄物処理業者が優れた能力を発揮するための支援と民間事業者及び関係団体との連携強化 ● 隣県等との相互協力体制の確立と県内市町村等との連携強化 ● 廃棄物処理全般に関する人材育成 	災害廃棄物処理を行うに当たっての優先順位等 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理を行うに当たっての優先順位(①発生量推計, ②最終処分場の確保, ③減量化・資源化の推進) ● 処理対象量推計の精度向上と処理実行計画の不断の見直し ● 処理技術の多様性の確保 	法制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法の各種手続の緩和と特例措置 ● 私有財産の取扱いの整理 	財源や各種事業体制の弾力化・一元化 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助制度に代わる交付金制度の創設 ● 補助制度を維持する場合の被害程度に応じた段階的な財政措置の事前設定 ● 復興事業を見据えた財政措置の弾力的運用 ● 国家存亡の危機の際、全ての復旧・復興事業を一元化する専門機関の設置
---	--	---	--

循環型社会形成推進交付金制度の概要

1. 交付金制度の創設

平成16年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成17年度より新たに「循環型社会形成推進交付金」を創設。

2. 交付金の交付

市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）。

計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

3. 循環型社会形成推進地域計画

計画策定の対象地域は人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く）。

計画において3R推進のための目標を設定（事後に目標達成状況を評価）。

4. 交付対象施設

- マテリアルリサイクル推進施設
（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等）
- エネルギー回収推進施設
（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等）
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設
（し尿・生ごみ等の資源化施設）
- 浄化槽
- 最終処分場
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

5. 交付率

交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

出典：環境省循環型社会形成推進交付金サイト

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要

趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

〔課題1〕円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分

〔対策方針〕

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。



〔課題2〕適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

〔対策方針〕

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。
- 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要

法律の内容

(施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)

災害により生じた廃棄物処理について、

- 適正な処理と再生利用を確保するとともに、
- 円滑かつ迅速に処理すること、また、
- これらについて、発災前から周到に備えること

との基本的考え方に基づき、**平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。**

- (1) **国、都道府県、市町村及び民間事業者**は、災害により生じた廃棄物について、**相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務**を有すること。〔廃棄物処理法〕
さらに国及び都道府県は、**平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施**すること。〔廃棄物処理法〕
 - (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には**廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用**のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕
 - (3) 特定の大規模災害の発生後、**環境大臣**は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、**災害廃棄物処理に関する指針を策定**すること。〔災害対策基本法〕
 - (4) 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、**環境大臣は災害廃棄物の処理を代行**することができること。〔災害対策基本法〕
- 【要件】●処理の実施体制、●専門知識・技術の必要性、●広域処理の重要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律の概要

平成27年法律
第58号

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

- ▶ 平時の備えを強化すべく、災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
- ▶ 国、地方自治体及び事業者等**関係者間の連携・協力の責務の明確化**
- ▶ 国が定める**基本方針**及び**都道府県が定める基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の9関係)

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- ▶ **市町村**又は**市町村**から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手續きを簡素化**
- ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後**でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災害対策基本法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての**指針**を定めるととする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

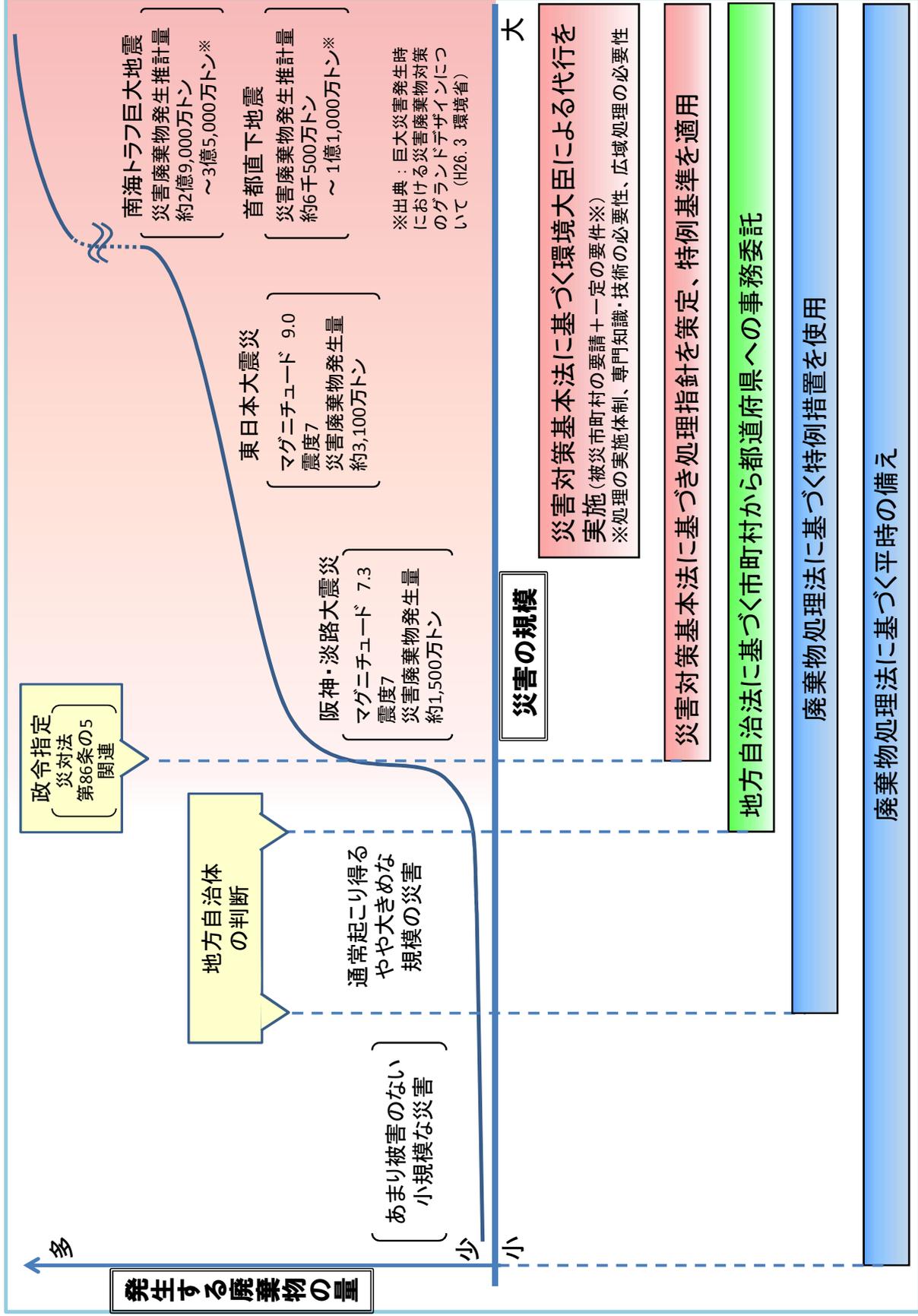
(災害対策基本法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行うがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

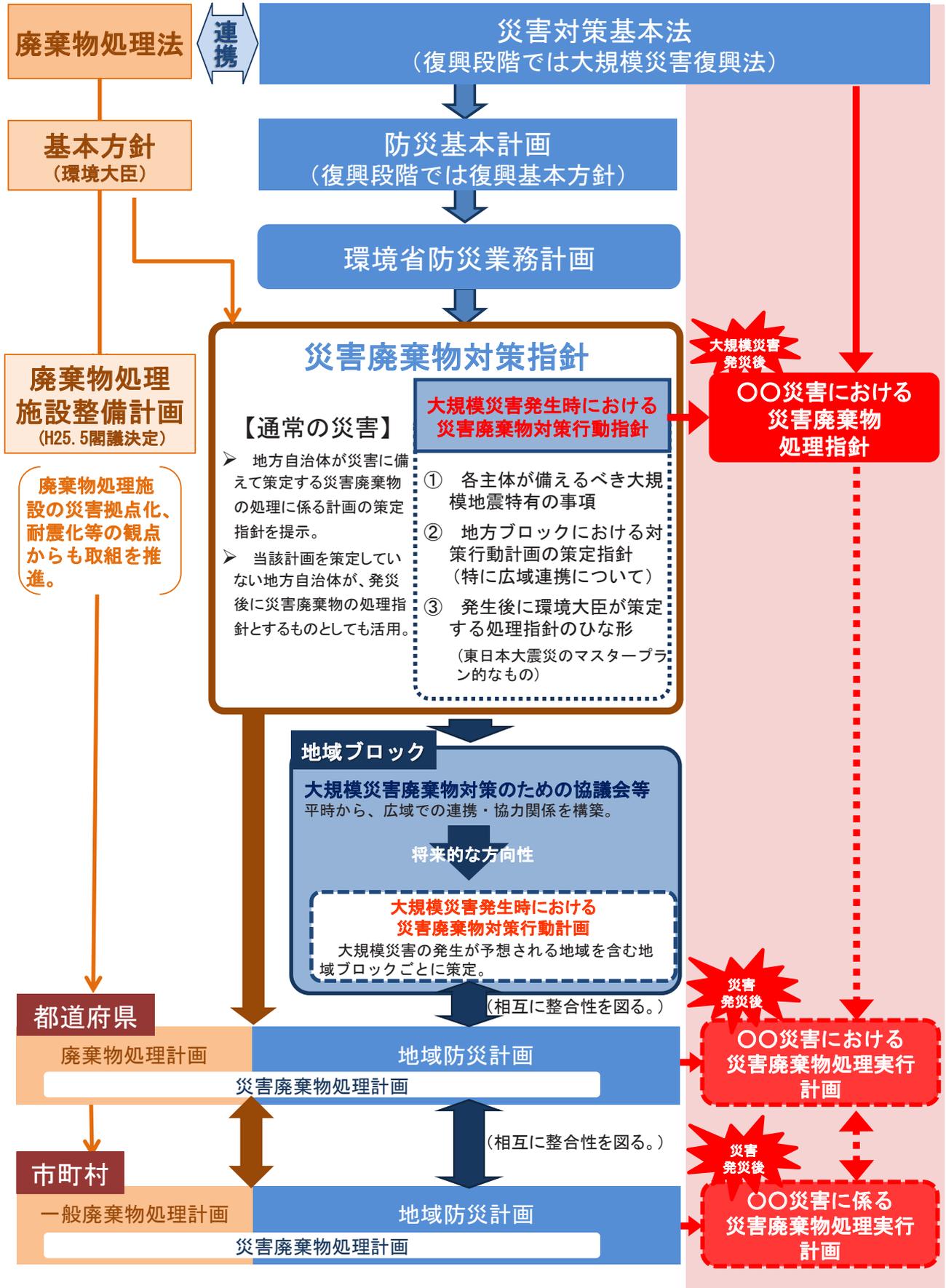
3 施行日

- ・ 平成27年8月6日（公布の日から起算して20日を経過した日）

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



資料編

災害時における廃棄物処理施設の設置等に係る特例について

1 災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例（廃棄物処理法第9条の3の2）

- ・災害が発生した場合に市町村が設置又は変更することを予定している一般廃棄物処理施設について、発災前にあらかじめ知事と協議を行い、知事の同意を得ておくことにより、通常必要となる一般廃棄物処理施設設置又は変更に関する届出に係る都道府県知事による基準適合の審査を経ずに、当該施設を設置又は変更することができる。
- ・協議により同意を得た内容に変更が生じる場合、再度協議が必要。
- ・協議書：以下の項目を記載した任意の様式

- | | |
|---|---------------------------|
| ① | 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所 |
| ② | 一般廃棄物処理施設の種類 |
| ③ | 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 |
| ④ | 一般廃棄物処理施設の処理能力 |
| ⑤ | 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 |
| ⑥ | 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 |

2 災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例（廃棄物処理法第9条の3の3）

- ・市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設について、通常は都道府県知事の許可を要するが、非常災害が発生し、既設の廃棄物処理施設の活用又は通常の手続に基づく一般廃棄物処理施設の設置によっては円滑かつ迅速な処理が困難と認められる場合、市町村が、一般廃棄物処理施設の設置まで含めた廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託し、当該民間事業者等が都道府県知事へ事前に当該処理施設に係る届出を行い、受理されることにより、市町村が通常一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様、都道府県知事への届出のみで設置することができる。

3 産業廃棄物処理施設の活用に関する特例（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）

- ・既存の産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとする場合、通常時は事前の届出が必要となるが、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、事後に届出することができる。

【届出様式（宮城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則）】

項目	根拠条文	設置	変更	軽微な変更等
1	廃棄物処理法第9条の3の2	様式第3号	様式第12号	様式第9号 (廃止も含む)
2	廃掃法第9条の3の3	様式第3号の2		
3	廃棄物処理法第15条の2の5第2項	様式第3号の3	様式第15号の4 (廃止も含む)	

届出先：宮城県知事（宮城県環境生活部循環型社会推進課施設班）

一般廃棄物処理施設設置届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 宮城県知事 殿 届出者 名 称 代表者の氏名 印							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。							
一般廃棄物処理施設の設置の場所							
一般廃棄物処理施設の種類							
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類							
着工予定年月日	年 月 日						
使用開始予定年月日	年 月 日						
※ 届出年月日	年 月 日						
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;"> $m^3 / \text{日}$ () 時間 $t / \text{日}$ () 時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">埋立地の面積</td> <td style="text-align: right;">m^2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">埋立容量</td> <td style="text-align: right;">m^3</td> </tr> </table>		$m^3 / \text{日}$ () 時間 $t / \text{日}$ () 時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$	埋立地の面積	m^2	埋立容量	m^3
	$m^3 / \text{日}$ () 時間 $t / \text{日}$ () 時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$						
埋立地の面積	m^2						
埋立容量	m^3						
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置						
	一般廃棄物処理施設の処理方式						
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備						
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 処理に伴い生ずる排ガス及び排水 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">量</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） </td> </tr> </table>	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量					
	処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）						
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値							
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項							
※事務処理欄							

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考		
1 ※の欄は記入しないこと。		
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。		
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。		
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図		
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

一般廃棄物処理施設設置届出書								
宮城県知事	殿							
年 月 日								
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号								
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。								
一般廃棄物処理施設の設置の場所								
一般廃棄物処理施設の種類								
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類								
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日							
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$							
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置							
	一般廃棄物処理施設の処理方法							
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"> 処理に伴い生ずる排ガス及び排水 </td> <td style="padding: 5px;"> 量 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。) </td> <td></td> </tr> </table>	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量			処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量						
	処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)							
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値								
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項								
※ 事務処理欄								

資
料
編

(第2面)

△一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画 に係る事項	排ガスの性状、放流水の水 質等について周辺地域の生 活環境の保全のため達成す ることとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の 水質の測定頻度に関する事 項	
	その他一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物 の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施 設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方 法に関する事項		

(第3面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数		株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額		本 籍	
		割	合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第3号の3（第2条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を開始したので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。）の見込み	
※受理年月日	
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類 イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類 ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類 ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写し ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類	

資料編

(裏面)

※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 ※欄は記入しないこと。2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

<p>一般廃棄物処理施設変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項（同法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p>				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
届 出 年 月 日		年 月 日		
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後	
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	
	埋立地の面積	m^2	埋立地の面積	m^2
	埋立容量	m^3	埋立容量	m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画				
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画				
変 更 の 理 由				
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		

(裏面)

※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 ※の欄は記入しないこと。2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。<ol style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

様式第15号の4（第2条関係）

一般廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設に係る変更等届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>			
宮城県知事		殿	
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出に係る事項に変更があつたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17事業を廃止した第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨）			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		第 年 月 日 号	
変更の場合	変更事項	新	旧
	産業廃棄物処理施設の種類		
	処理する産業廃棄物の種類		
廃止の場合	一般廃棄物の処理の事業の廃止理由		
	一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日	年 月 日	
※事務処理欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 この届出書には、省令第12条の7の17第4項の規定により交付された受理書を添付すること。 3 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。			

災害時における防災協定等締結状況一覧（平成28年9月30日現在）

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
医療救護 (22件)	多数死体の検視等に関する覚書	(公社)宮城県医師会、(一社)宮城県歯科医師会	昭和61年11月26日	大規模事故・災害等の発生時における死体の検視並びに身元確認に関する覚書
	災害時の医療救護に関する協定	(公社)宮城県医師会	平成9年3月24日	災害時における医療救護活動について
	災害時における医療救護活動に関する協定	(一社)宮城県薬剤師会	平成10年10月20日	災害時における医療救護活動について
	災害時の歯科医療救護に関する協定	(一社)宮城県歯科医師会	平成19年3月30日	災害時における歯科医療救護及び協力
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	東北大学病院	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	(独)国立病院機構仙台医療センター	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	仙台市病院事業管理者	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	大崎市病院事業管理者	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	日本赤十字社宮城県支部	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	みやぎ県南中核病院	平成22年7月26日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	坂総合病院	平成24年8月10日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	(独)労働者健康福祉機構東北労災病院	平成24年8月10日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	東北医科薬科大学病院	平成25年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	気仙沼市立病院	平成26年2月24日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	栗原市立栗原中央病院	平成26年2月24日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	公立刈田総合病院	平成26年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	(公財)仙台市医療センター仙台オーブン病院	平成26年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	登米市立登米市民病院	平成26年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
	災害時における社団法人宮城県柔道整復師会の協力に関する協定	(公社)宮城県柔道整復師会	平成23年12月22日	災害時における医療救護活動等の協力
	災害時における社団法人宮城県看護協会の協力に関する協定	(公社)宮城県看護協会	平成25年3月8日	災害時における医療救護活動等の協力
	大規模災害・事故等発生時の医学的活動に関する協定	(一社)仙台市医師会長	平成28年2月23日	大規模災害等における検案医師の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMA T)の派遣に関する協定	(医)将道会総合南東北病院	平成28年3月31日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMA T)の派遣
帰宅支援 (12件)	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)苞番屋、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)オートバックスセブン、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)ココストア、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)ストロベリーコーンズ、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)ドールコーヒー、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
帰宅支援 (12件)	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)ファミリーマート、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	ミニストップ(株)、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)モスフードサービス、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	山崎製パン(株)、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)吉野家、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	(株)ローソン、仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	仙台市長	平成5年9月10日	大規模地震等自然災害及び大規模林野火災時におけるヘリコプターテレビ放送システムによる情報の提供について
	東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合わせ	東北6県土木部長、東北地方整備局企画部長、仙台市建設局長、東日本高速道路(株)東北支社管理事業部長	平成8年11月15日	大規模災害時における構成機関の相互応援に関する協定
	原子力災害時の相互応援に関する協定	14道府県	平成13年1月31日	原子力災害発生時における相互応援に関する協定
	ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定	東北地方整備局	平成16年3月19日	災害等に関する映像情報の相互提供
	災害時における宮城県市町村相互応援協定	宮城県市長会、宮城県町村会	平成16年7月26日	個別協定・圏域協定では災害に対する十分な対策等が実施できない場合、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に実施する
	ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定	仙台市長	平成17年6月16日	ヘリテレ等による相互の情報提供
行政 (15件)	大規模災害時における施設提供に関する協定	(株)エヌ・ティ・ティ・コム東北	平成17年9月1日	大規模災害発生時における災害対策本部の代替施設提供に関する協定
	映像情報提供に関する協定	警察本部長	平成18年4月21日	警察本部の保有する映像情報の県への提供
	防災関連情報の受配信に関する協定	東北地方整備局	平成18年5月1日	光ファイバによる防災関連情報の相互受配信
	防災関連情報の受配信に関する覚書	東北地方整備局企画部長	平成18年5月1日	光ファイバによる防災関連情報の相互受配信
	防災上の連携・協力に関する協定	山形県知事	平成18年12月26日	平常時における両県の防災上の連携、協力の推進に関する事項を定める
	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	東北8道県知事	平成19年11月8日	大規模災害発生時等における応援措置等に関する協定(H7.10.31協定は廃止)
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	各地方知事会長	平成24年5月18日	大規模災害発生時における広域応援に関する協定
	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	平成24年11月16日	地理空間情報の提供及び物品の貸与、災害対応等における協力
	東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	東北6県、一関市、村田町、大崎市、東根市、小国町、郡山市水道事業管理者、白河市、南相馬市、西郷村、双葉地方水道企業団	平成25年3月27日	工業用水道災害時等の相互応援
	宮城県広域航空消防応援協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び(広域)行政事務組合管理者	平成4年4月1日	大規模災害発生時における県回航翼航空機の応援を求めるとの協定
	回航翼飛行機の運航についての覚書	仙台市長	平成5年4月1日	宮城県広域航空消防協定に基づくヘリコプターの応援に関する協定
	宮城県内航空消防応援協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び(広域)行政事務組合管理者	平成13年4月1日	大規模災害発生時における仙台市回航翼航空機の応援を求めるとの協定
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び(広域)行政事務組合管理者	平成16年4月1日	宮城県防災ヘリコプター職員派遣に関する協定に基づく派遣職員の応援派遣に関する手続き等について	
災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協定に関する協定	国土交通省東北地方整備局長	平成22年9月16日	災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協定に関する協定	

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主要内容
航空 (6件)	仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート使用に関する協定	国土交通省東北地方整備局長	平成28年3月7日	大規模災害時の迅速かつ速やかな対応を期するためのヘリポート使用に関する協定
	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	(一社)ジャパンケネルクラブ	平成20年11月28日	災害時における救助犬による捜索活動
災害救助犬 (4件)	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人全国災害救助犬協会	平成20年11月28日	災害時における救助犬による捜索活動
	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	平成20年11月28日	災害時における救助犬による捜索活動
	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人災害救助犬ネットワーク	平成27年3月5日	災害時における救助犬による捜索活動
	災害派遣に関する協定	陸上自衛隊第2施設団長、第22普通科連隊長	平成22年11月29日	自衛隊の災害派遣要請に関する協定(協定事項等見直し、昭和48年11月10日締結の協定は廃止する。)
消防 (2件)	宮城県広域消防相互応援協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び(広域)行政事務組合管理者	平成4年4月1日	大規模災害発生時における行政区域を越え迅速に処理するための広域応援協定
	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	仙台国際空港株式会社代表取締役、仙台市長、名取市長、岩沼市長	平成28年6月28日	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定
土木・建設・住宅 (21件)	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	平成8年4月1日	応急仮設住宅の建設・供給について
	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	(一社)宮城県建設業協会	平成22年9月8日 平成10年3月27日	人命救助及び道路交通確保に伴う障害物除去のための作業等(平成22年9月8日見直し)
	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	平成11年3月31日	建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の協力について
	災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定	(一社)宮城県測量計業協会	平成17年7月6日	大規模災害時における公共土木施設の被害状況調査に対する応援協力
	災害時における応急業務に関する協定	(一社)日本建設業連合会東北支部、東北6県知事、東北地方整備局、仙台市長	平成19年2月19日	大規模災害時において、公共土木施設が被災した場合の応急対策の実施
	大規模災害時における被害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定	(一社)全国特定法面保護協会東北地方支部	平成19年7月4日	災害発生時又は恐れのあるとき、土木部が所掌する公共土木施設等の調査及び応急措置を依頼する際の取決め
	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	宮城県レッカー事業協同組合	平成20年6月4日	災害時における災害応急対策の応援
	災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定	(一社)建設コンサルタント協会東北支部	平成21年5月13日	災害時における公共土木施設被害状況調査に係る応援協力
	災害時における応急対策活動に関する協定	宮城県建設職組合連合会	平成21年9月3日	災害時における自主的活動及び救出活動の支援
	災害時における応援・協力に関する協定	宮城県板金工業組合	平成22年1月22日	災害時における応援活動及び機材等の支援
	災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定	東北地質調査業協会	平成22年10月28日	災害時における公共土木施設の被害状況調査に対する応援協力
	災害時における応援協力に関する協定	(一社)宮城県造園建設業協会	平成22年11月11日	災害時における公園緑地等の被災状況調査、倒木除去等に関する応援協力
	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	宮城県建設職組合連合会、(一社)みやぎ中小建設業協会、宮城県優良住宅協会	平成24年10月23日	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定
	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	(一社)宮城県空調衛生工事業協会	平成24年12月19日	大規模災害時における給排水設備、空調設備等建築設備の応急対策業務に関する協定
大規模災害時における橋りょうの応急対策業務の応援に関する協定	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	平成25年4月18日	橋梁の緊急被災状況調査及び応急対策	
大規模災害時における橋りょうの応急対策業務の応援に関する協定	(一社)日本橋梁建設協会	平成25年4月18日	橋梁の緊急被災状況調査及び応急対策	
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定	(公社)宮城県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会宮城県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	平成25年10月16日	民間賃貸住宅の空き室情報の提供及び入居までの契約事務等に関する基本的事項に係る協定	
災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定	(一社)全日本漁港建設協会宮城県支部	平成27年4月15日	漁港・漁場において情報の収集や応急対策に必要な人員・資機材の調達と応急復旧工事の実施に関する協定	

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主要内容
土木・建設・住宅 (21件)	災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定	(公社)地盤工学会東北支部	平成27年7月29日	地盤災害発生時の調査や、地盤災害の被災及び防災対策に向けた取組みに関する協定
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独)住宅金融支援機構(住宅金融公庫東北支店)	平成27年10月27日	災害発生時に実施する住宅相談等に関する協定
	大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定	(公社)日本技術士会東北本部宮城県支部	平成28年7月28日	大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定
	大規模特殊災害時における航空燃料の給油に関する覚書	(株)ハピフィック ※名称変更	平成27年1月26日	大規模災害時における他県からの応援ヘリコプターの燃料補給に関する協定
	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	平成25年2月4日	大規模災害時における燃料給油に必要な重要施設に係る情報共有に関する覚書
	災害時の石油製品の備蓄に関する協定	宮城県石油商業組合、宮城県石油商業協同組合	平成27年1月16日	国で推進している災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業に基づき石油製品を備蓄するために1回の在庫状況の報告など必要事項を定めた協定
	災害時における支援に関する協定	宮城県石油商業組合、宮城県石油商業協同組合	平成27年1月16日	自衛隊・警察・消防などの緊急通行車両や医療施設・行政庁舎に対する燃料の優先供給などの支援に関する協定
	災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定	宮城県環境整備事業協同組合	平成18年11月29日	大規模災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥等の撤去、収集・運搬
	災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等の協力	(公社)宮城県生活環境事業協会	平成19年5月17日	災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等の協力
	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	(一社)宮城県産業廃棄物協会	平成20年10月21日	災害時における災害廃棄物の処理等の協力
廃棄物処理 (3件)	非常災害用医薬品確保に関する協定	宮城県医薬品卸組合	平成9年3月18日	医薬品及び医療材料の確保と供給について
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	宮城県生活協同組合連合会	平成9年4月16日	応急生活物資の供給について
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株)ファミリーマート	平成16年3月22日	大規模災害時における食料品等応急生活物資の供給について
	災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部 ※名称変更	平成17年4月1日	災害時における医療ガス等の調達について
	災害時における物資の調達等に関する協定	(株)ローソン	平成19年5月28日	災害時の食料品等応急生活物資供給の協力
	災害時における物資の調達等に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成19年11月16日	災害時の食料品等応急生活物資供給の協力
	災害時における物資の調達等に関する協定	宮城県食品工業協議会	平成20年5月28日	災害時の食料品等供給の協力
	災害時における飲料等の提供に関する協定	仙台ココ・コロポロン(株)	平成20年6月4日	災害時の飲料等の供給の協力
	災害時における支援協力に関する協定	イオングループ(イオンリテール(株)東北カンパニー、イオンスーパーセンター(株)、(株)サンデー)	平成20年12月19日	災害時における物資等の供給
	災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定	宮城県毒劇物協会	平成21年3月24日	災害時における資機材の供給
物資供給 (27件)	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	宮城県葬祭業協同組合	平成21年9月9日	災害時における棺等葬祭用品の供給
	災害時における支援協力に関する協定	三井不動産(株)、(株)カインズ、(株)宮城テレビ放送	平成21年10月20日	災害時における一時集積所、一時避難所用地の提供、生活物資の供給支援
	災害時における医療機器等の確保等に関する協定	宮城県医療機器販売業協会	平成22年6月28日	災害時における医療機器及び衛生材料の確保と供給
	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	宮城県JA葬祭事業運営協議会	平成24年7月31日	災害時における棺等葬祭用品の供給
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成24年9月20日	災害時における災害応急対策等物資の供給
	災害時における物資の調達等に関する協定	森永製菓(株)	平成24年9月21日	災害時における菓子・食品の調達

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
物資供給 (27件)	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	(株)ケヨーヨー(ケヨーヨーデイズ)	平成24年12月6日	災害時における応急生活物資の供給
	災害時における物資供給協力に関する協定	(同)西友	平成25年3月1日	災害時における衣料・食料・飲料水等の供給
	災害時における物資供給に関する協定書	アークランドサカモト(株)	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	(株)アイリスプラザデザインカンパニー	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	(株)カインズ	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	(株)ケヨーヨー	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	(株)サンデー	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	(株)ダイニューエイト	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	(株)LIXILピバ	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	ホームック(株)	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	緊急物資の輸送に関する協定	(公社)宮城県トラック協会	平成9年3月18日	生活救援物資等緊急物資の輸送について
	災害時における車両の派遣に関する協定	テイルライン運輸(株)、(株)みやぎの運送	平成15年10月31日	大規模災害時の飲料水の運搬車両の派遣について
	緊急物資の輸送に関する協定	赤帽宮城県軽自動車運送協同組合	平成17年6月14日	災害発生時の応急対策に必要な救援物資等の緊急輸送について
	災害時における物資の保管等に関する協定	宮城県倉庫協会	平成19年5月28日	災害時支援物資の受入れ・保管・出庫及び物流専門家の派遣等の協力
	報道 (8件)	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会仙台放送局	昭和39年12月10日
災害時放送に関する覚書		東北放送(株)	昭和39年12月22日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
災害時放送に関する覚書		(株)仙台放送	昭和40年1月10日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
災害時放送に関する覚書		(株)宮城テレビ放送	昭和49年12月26日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
災害時放送に関する覚書		(株)東日本放送	昭和50年10月7日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
災害時放送に関する覚書		(株)エフエム仙台	昭和57年12月1日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
大規模災害時緊急情報連絡システムに関する覚書 〔安心放送〕		日本放送協会、仙台放送局ほか民放4社	平成8年6月10日	テレビ・ラジオを通じた確かな災害情報(Jリアルタイム)の提供について
災害時等における報道要請に関する協定		公安委員長、県政記者クラブ加盟新聞8社	平成9年12月12日	被災者等への災害応急対策等の確かな情報伝達について
警察官の措置命令等に関する覚書		(一社)全国クレーン建設業協会宮城県支部	平成7年10月5日	緊急通行車両の通行路確保のための車両の排除活動について
警察官の措置命令等に関する覚書		(一社)日本自動車連盟東北本部宮城支部	平成7年10月12日	緊急通行車両の通行路確保のための車両の排除活動について
その他 (24件)	大規模災害時における県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	(社)福)宮城県社会福祉協議会、NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンター	平成16年3月31日	大規模災害時にボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるよう広域的に支援

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主要内容
その他 (24件)	大規模災害時における県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書(全市町村)	市町村長、(社)福山市町村社会福祉協議会	平成16年12月1日	大規模災害時にボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるよう広域的に支援
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	東日本高速道路(株)東北支社	平成18年10月10日	大規模災害時における高速道路SAや緊急開口部の活用及び相互協力
	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定	(公社)宮城県獣医師会	平成19年3月16日	災害時における愛護動物の救護及び応急措置
	「宮城県防災・危機管理プログラム」に関する協定	楽天(株)	平成19年3月23日	宮城県の防災や危機管理に関する情報を公開する
	災害時における事務機器等の調達の協力に関する協定	東北事務機協会	平成20年6月11日	災害時災害対策本部が必要とする事務機の提供協力
	大規模災害時における相談業務の応援に関する協定	宮城県災害復興支援士業連絡会	平成20年12月3日	災害時における各種法律等専門性を要する相談業務
	災害時のスクールカウンセラー派遣協力に関する協定	宮城県臨床心理士会	平成20年12月15日	災害時等におけるスクールカウンセリング
	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会宮城県隊友会	平成22年3月25日	災害時における情報の収集、救護活動等の補助
	大規模停電時における仙台東高等学校グラウンド使用に関する協定	東北電力(株)宮城支店	平成22年4月14日	地震等の自然現象に起因する大規模な停電が発生した場合における支援協力
	災害時における応援協力に関する協定	宮城県生コンクリート工業組合	平成22年7月1日	災害時における応援活動及び重機・機材等の支援
	災害時における応援協力に関する協定	(一社)宮城県消防設備協会	平成24年2月6日	災害時における公共施設の消防設備などの緊急点検等
	災害時における支援協力に関する協定	トヨタ自動車東日本(株)、トヨタ自動車(株)、大塚村	平成24年12月13日	災害時における人命救助、一時避難場所の提供、物資提供などの支援協力
	災害時における緊急支援活動に関する協定	(一社)宮城県警備業協会	平成24年12月25日	被災地における防犯パトロール等及び緊急交通路確保等に関する交通誘導に関する応援協定
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成25年2月19日	県ホームページの災害時のアクセス負荷軽減や防災・災害情報発信等に関する協定
	防災への取り組みに関する協定	グーグル	平成25年7月26日	防災への取り組みに関する協定
	災害時におけるタイヤ修理等に関する協定	宮城県タイヤ商工協同組合	平成26年1月22日	緊急車両のタイヤ修理等に関する協定
	災害時における支援協力に関する協定	宮城県遊技業協同組合	平成26年3月17日	災害時における支援協力に関する協定
	災害時における支援協力に関する協定	(株)アジ、コーポレーション	平成26年10月17日	タイヤの提供及び交換作業、災害応急対策を実施する車両の一時集結場所の提供
	災害時における支援協力に関する協定	(株)ホットマン	平成27年1月27日	災害応急対策を実施する車両の修理・整備、タイヤの修理・交換等
	災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定	宮城県老人福祉施設協議会	平成27年2月12日	被災施設利用者等の受入れのための施設の提供及び被災施設等への物資の供給等
	災害時における支援協力に関する協定	(一社)宮城県冷凍空調設備工業会	平成28年3月23日	災害時に拠点となる施設(避難所を含む。)への冷凍空調機器の提供及び応急復旧に関する協定

※ 平成28年9月30日現在、協定締結数153件。

※※ 県が協定締結立会の協定も含まれます。真側は、知事のほか部局(所)、教育庁(委員会)、警察本部(部局)も含まれます。

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県内に地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲が宮城県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、乙に対して協力を要請する建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の適正かつ円滑な実施のために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物その他の工作物をいう。
- (3) 解体撤去 建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 災害廃棄物 大規模災害による建築物等の倒壊、焼失等により発生した廃棄物及び大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去により発生した廃棄物をいう。

（要請する業務）

第3条 甲は、大規模災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務（以下「解体撤去等」という。）の実施を乙に対して要請することができる。

- (1) 大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去
- (2) 災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これに関連して必要と認められる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が県防災計画に基づき、大規模災害時における応急措置として、乙の協力が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 甲は、法第68条第1項又は第74条第1項の規定により、市町村長等又は他の都道府県知事等からの応援の要求等があった場合、乙に様式第1号を提出し、当該市町村長等又は当該都道府県知事等に代わって、解体撤去等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等で要請し、その後すみやかに様式第1号を提出するものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、甲は必要と認める場合、前項に定める要請手続に従い、乙に解体撤去等の実施を要請することができる。
- 3 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、様式第2号を甲に提出するものとする。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意して解体撤去等を行うものとする。

- (1) 解体撤去等に必要な人員，車両，資材，機材等の調達は乙が行うこと。
- (2) 騒音，粉じん等により周辺地域の生活環境に支障を生じないように十分配慮すること。
- (3) アスベスト等の有害な廃棄物は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い，適正な処理を進めること。
- (4) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し，解体撤去等の現場における分別の徹底等に努めること。

2 甲は，災害廃棄物の運搬を要請する場合は，乙に保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）を指定するものとする。ただし，甲が保管場所等を指定することができない場合は，乙は自ら保管場所等を確保し，甲の承諾を得て運搬するものとする。

3 甲と乙は，解体撤去等を円滑かつ効果的に行うために，適宜，情報交換を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は，解体撤去等を完了したときは，すみやかに様式第3号により，その内容を甲に報告しなければならない。

(費用負担)

第7条 甲が第4条第1項の規定により，市町村長等又は他の都道府県知事等に代わって，解体撤去等の実施を乙に要請した場合，乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は，法第92条の定めるところにより，応援を受けた市町村又は都道府県が，その費用を負担する。

2 甲が第4条第2項の規定により，解体撤去等の実施を乙に要請した場合，乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は，原則として甲が負担する。

3 前2項に定める費用の額は，大規模災害時直前の標準的な費用を基準にして，当事者が協議の上決定する。

(損害賠償)

第8条 乙は，甲の責に帰さない事由により，解体撤去等の実施に伴って第三者に損害を与えたときは，その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて解体撤去等に従事した者が，これに従事したことにより，負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合の補償については，当該従事者の使用者の責任において行うものとする。



(連絡体制)

第10条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあっては環境生活部廃棄物対策課、乙にあっては乙の事務局とする。

2 乙は、常に出動体制及び情報等連絡体制の整備に努めなければならない。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

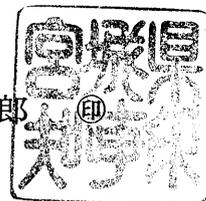
(協定書の発効)

第12条 この協定は、平成11年4月1日から発効するものとする。

 本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成11年3月31日

甲 宮城県知事 浅野 史郎



乙 仙台市若林区荒井字大場伝45-3
宮城県解体工事業協同組合
理事長 高田 次雄



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力要請書

第 号
年 月 日

宮城県解体工事業協同組合理事長 殿

宮城県知事

印

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定第4条の規定により、
次のとおり要請します。

1 被災の状況	
2 解体撤去等 を行う地域	
3 解体撤去等 の具体的内容	
4 解体撤去等 を行う期間	
5 そ の 他	
6 県 担 当 者	所 属 氏 名 電話番号 FAX番号



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に係る確認書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県解体工事業協同組合
理事長 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号で要請のあった解体撤去等について、次のとおり確認しました。

1 解体撤去等 を行う地域	
2 解体撤去等 の具体的内容	
3 解体撤去等 を行う期間	
4 そ の 他	
5 組合担当者	所属等 電話番号 氏 名 FAX番号

資
料
編

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力実施報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県解体工事業協同組合
理事長 ⑩

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

1 解体撤去等を行った地域	
2 解体撤去等の具体的内容	
3 解体撤去等に要した人員、車両、資材、機材等の種類、数量等	
4 解体撤去等に要した期間	
5 その他	
6 組合担当者	所属等 電話番号 氏名 FAX番号

- 添付資料 ① 解体撤去等の実施前と実施後の状況を写した写真（建築物等の位置、作業の実施場所等が特定できるよう背景を入れて3方向から撮影したもの）
② 解体撤去等の実施場所が特定できる地図、図面等
③ その他解体撤去等の実施状況を確認できる資料

災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥等の撤去、収集・運搬（以下「災害廃棄物の撤去等」という。）に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害廃棄物の撤去等に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の撤去等に必要な乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の撤去等に必要な乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の撤去等に関し必要な事項

（応援協力要請）

第3条 甲は、自らの管理施設が被災し乙の応援協力を必要とするとき、又は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の撤去等について応援協力の要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に協力するものとする。

（被災市町村との協議）

第4条 被災市町村と乙は、応援協力の内容、方法等について必要に応じ相互に協議し確認するものとする。

（応援協力要請の手続）

第5条 甲は、応援協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の撤去等の実施）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、甲又は被災市町村の指示に従い災害廃棄物の撤去等を実施するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 乙は、原則として応援協力を無償で行うものとし、甲に応援協力を要する経費負担を求めないものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては宮城県環境生活部廃棄物対策課、乙においては宮城県環境整備事業協同組合を窓口として行うものとする。

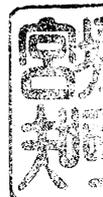
2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

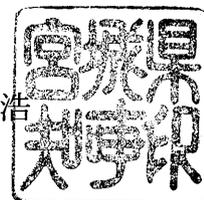
第12条 本協定の期間は、平成18年11月29日から平成19年3月31日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。



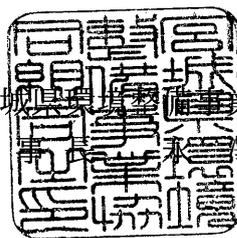
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年11月29日

甲 宮城県知事 村井 嘉浩



乙 宮城県農業協同組合
理事長 澤 良次



災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥 及び災害廃棄物の撤去等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と社団法人宮城県生活環境事業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去・収集・運搬（以下「災害廃棄物の撤去等」という。）に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害廃棄物の撤去等に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の撤去等に必要な乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の撤去等に必要な乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の撤去等に関し必要な事項

（応援協力要請）

第3条 甲は、自らの管理施設が被災し乙の応援協力を必要とするとき、又は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の撤去等について応援協力の要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に協力するものとする。

（応援協力要請の手続）

第4条 甲は、応援協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は被災市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（被災市町村との協議）

第5条 被災市町村と乙は、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（災害廃棄物の撤去等の実施）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、甲及び被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、甲又は被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の撤去等を実施するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は被災市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 乙は、原則として応援協力を無償で行うものとし、甲に応援協力を要する経費負担を求めないものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定により災害廃棄物の撤去等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては宮城県環境生活部廃棄物対策課、乙においては社団法人宮城県生活環境事業協会事務局を窓口として行うものとする。
2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

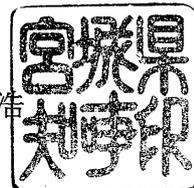
(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の期間は、平成19年5月17日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

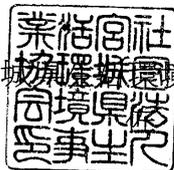
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年5月17日

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 社団法人宮城県生活環境事業協会
会長 藤



災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と社団法人宮城県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県内に災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。
- （2）災害廃棄物 災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生した木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害により発生し緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。
- （3）処理等 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理、処分及びこれらを行うに当たり必要な作業をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する災害廃棄物の処理等について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 前条の乙への協力要請は、様式第1号の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車両、資機材等を手配し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙が実施する災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町村の指示に基づくものとする。
- 3 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場等については、要請を行った市町村が確保するものとする。
- 4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (3) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害が発生したときは、乙の協力が円滑に得られるよう、乙に必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去等を実施したときは、様式第2号の文書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙が実施した災害廃棄物の処理等に係る費用については、要請した市町村が負担し、その費用は乙との協議により決定する。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲及び要請を行った市町村の責に帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては宮城県環境生活部廃棄物対策課を、乙においては社団法人宮城県産業廃棄物協会事務局を窓口として行うものとする。
2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(協会員の状況等の報告)

第12条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、2年ごとに車両及び必要資機材の確保可能数量等の状況を調査し、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができるものとする。



(他都道府県への支援)

第13条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等について支援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて積極的に協力するものとする。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の期間は、平成20年10月21日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

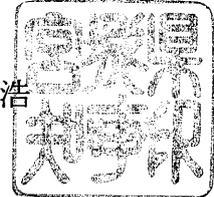
(協議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月21日

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 仙台市青葉区本町通1丁目4番15号
社団法人宮城県産業廃棄物協会
会 長 佐藤 佑



様式第1号

災害時における災害廃棄物の処理等の協力要請書

第 号
年 月 日

社団法人宮城県産業廃棄物協会長 殿

宮城県知事 印

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定第4条の規定により次のとおり協力を要請します。

1 市町村名	
2 被災の状況	
3 具体的な要請内容	予定日時 作業内容 作業場所 必要な人員、車両・資機材等
4 その他	
5 市町村担当者	所属等 氏名 電話番号 FAX 番号 E-mail アドレス

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等の実施報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

社団法人宮城県産業廃棄物協会長 印

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定第7条の規定により次のとおり報告します。

1 市町村名	
2 具体的な実施内容	実施日時 実施内容 実施場所 実施人員、車両・資機材等 費用
3 その他	
4 支部担当者	所属等 氏名 電話番号 FAX番号 E-mailアドレス

資
料
編

D.Waste-Netの機能及び役割

- D.Waste-Netは、同メンバーの協力のもと環境省が事務局となって運営。
- D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「発災時」と「平時」の各局面において、次の機能・役割を有する。

発災時の機能・役割

初動・応急対応(初期対応)

研究・専門機関: 被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等

一般廃棄物関係団体: 被災自治体にゴミ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等

(現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)

復旧・復興対応(中長期対応)

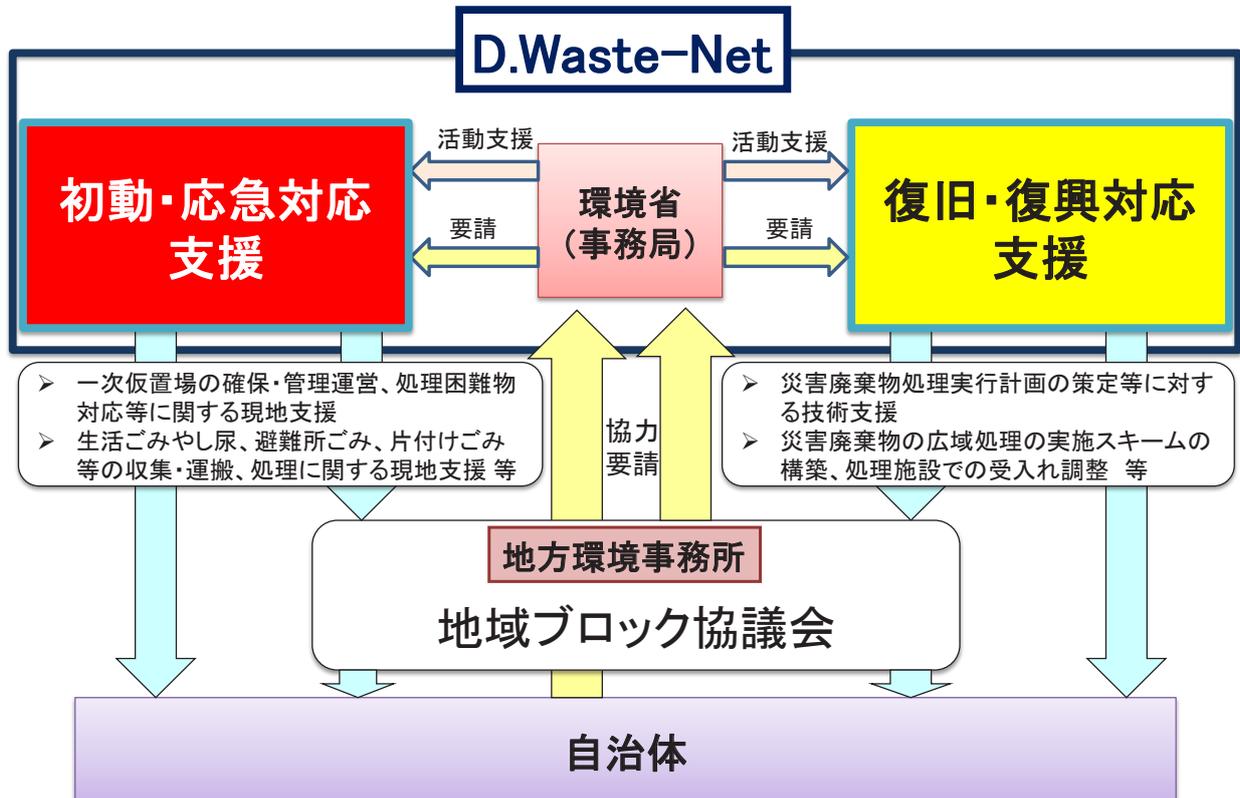
研究・専門機関: 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等

廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等: 災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

平時の機能・役割

- ・ 自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援
- ・ 災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承
- ・ D.Waste-Netメンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上 等

D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み



D.Waste-Netメンバー

初動・応急対応	復旧・復興対応
<p>(1) 研究・専門機関 (研究機関・学会) ○(国研)国立環境研究所 ○(一社)廃棄物資源循環学会 ○(公財)廃棄物・3R研究財団 (専門機関) ○(一財)日本環境衛生センター ○(公社)日本ペストコントロール協会</p> <p>(2) 一般廃棄物関係団体 (自治体) ○(公社)全国都市清掃会議 (民間) ○全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ○全国環境整備事業協同組合連合会 ○(一社)全国清掃事業連合会 ○(一社)日本環境保全協会</p> <p style="text-align: right;">(五十音順)</p>	<p>(1) 研究・専門機関 (研究機関・学会) ○(国研)国立環境研究所 ○(公社)地盤工学会 ○(一社)廃棄物資源循環学会 (専門機関) ○(一財)日本環境衛生センター</p> <p>(2) 廃棄物処理関係団体 ○(一社)環境衛生施設維持管理業協会 ○(一社)セメント協会 ○(公社)全国産業廃棄物連合会 ○(一社)泥土リサイクル協会 ○(一社)日本環境衛生施設工業会 ○(一社)日本災害対応システムズ ○(一社)日本廃棄物コンサルタント協会</p> <p>(3) 建設業関係団体 ○(公社)全国解体工事業団体連合会 ○(一社)日本建設業連合会</p> <p>(4) 輸送等関係団体 ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会</p> <p style="text-align: right;">(五十音順)</p>

D.Waste-Netの活動実績

災害名	発生年月	活動メンバー	活動内容
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所 ・日本環境衛生センター ・全国都市清掃会議 ・日本廃棄物コンサルタント協会 ・廃棄物・3R研究財団 ・日本ペストコントロール協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地支援チームを派遣し、仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・廃棄物の収集体制を立て直すため、広域な支援を調整 ・廃棄物の発生量の推計支援等、処理実行計画の策定を支援 ・豪雨災害における初動対応の記録 等
熊本地震	H28年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所 ・日本環境衛生センター ・全国都市清掃会議 ・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ・全国清掃事業連合会 ・日本環境保全協会 ・廃棄物資源循環学会 ・廃棄物・3R研究財団 ・セメント協会 ・全国解体工事業団体連合会 ・日本災害対応システムズ ・日本貨物鉄道 ・日本ペストコントロール協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地支援チームを派遣し、仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・廃棄物の収集を支援するため、ごみ収集車や技術者を派遣 ・仮置場の巡回訪問及び技術的助言 ・廃棄物の発生量の推計支援等、処理実行計画の策定を支援 ・セメント工場での受入れ条件の作成 ・自治体へのコンテナ輸送に関する技術的助言 ・災害廃棄物の広域処理の意向調査 等
台風9,10,11号 (北海道、岩手県等)	H28年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所 ・日本環境衛生センター ・地盤工学会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地支援チームを派遣し仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・土砂混合物の処理方法に関する技術支援を実施 等
鳥取中部地震	H28年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・国立環境研究所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地支援チームを派遣し仮置場の確保や分別等について技術支援を実施 等

県有地仮置場候補地一覧

用途名称	主務課名称	分掌課所名称	所在地	土地面積 (㎡)	備考
その他の財産	管財課	管財課			
409 廃川16 (廃川敷)		名取市 下増田字広浦206外		7,327.55	
その他の財産	新産業振興課	新産業振興課			
1 新産業振興課		仙台市青葉区 荒巻字青葉468地内		7,752.73	一部可
警察施設	警察本部装備施設課	警察本部装備施設課			
106 渡波交番		石巻市 幸町6番地27		478.36	
208 野蒜駐在所		東松島市 野蒜字南余景49		364.92	
303 第二待機宿舎		石巻市 川口町一丁目8-5		2,084.54	
警察施設	警察本部装備施設課	石巻警察署			
210 桃浦駐在所		石巻市 桃浦字トウミキ35-3		330.73	
警察施設	警察本部装備施設課	白石警察署			
204 白石駅前交番斎斎川連絡所		白石市 斎川字深沢52-3		420.89	
警察施設	警察本部装備施設課	登米警察署			
204 東和駐在所米谷連絡所		登米市 東和町米谷字根郭126-6		383.22	
警察施設	警察本部装備施設課	巨理警察署			
204 荒浜駐在所		巨理郡巨理町 荒浜字御狩屋102-4		399.39	

建物の所有者又は発注者が行う主な許可申請及び届出

分類	許可申請・届出	届出等先	届出等時期	関係法令	備考
建物	建物滅失登記	法務局	解体後1月以内	不動産登記法第57条	
	家屋取壊し届け	市町村税務課	解体後直ちに	地方税法第382条	
	官民境界確定願	財務局	2～3か月前	国有財産法第31条の3	
建り法の対象建設工事	解体工事の場合、解体する建物の構造等	都道府県知事	工事着手の7日前	建設リサイクル法第10条 第11条 第12条	届出は、対象建設工事の発注者あるいは自主施工者が行う
	新築工事の場合、使用する特定建築資材の種類				
	工事着手の時期及び工程の概要				
	分別解体等の計画				
	解体工事である場合、解体する建築物等に用いられている建設資材の量の見込み				
各種廃止届	低圧電灯電力撤去申込	電力会社	廃止7日前	電気事業法第73条	
	自家用電気廃止申込	電力会社	廃止30日前		
	需要設備廃止報告書	経済産業局	廃止後遅滞なく		
	電話機撤去申込	電話会社	約7日前		電話連絡
	水道使用中止届	水道局	約7日前		電話連絡
	ガス装置撤去申込	ガス会社	約7日前		電話連絡
	危険物貯蔵所廃止届	消防署	遅滞なく	消防法第12条	オイルタンク等
	消防指定水利廃止届	消防署	着工前	消防法第21条	
	ボイラー廃止報告書	監督署	遅滞なく	ボイラー則第48条	注1
	昇降機廃止届	都道府県	廃止時	建築基準法第12条の2	
浄化槽廃止届	都道府県	廃止後30日以内	浄化槽法第11条の2		
石綿	特定粉じん排出等作業実施届	都道府県	開始14日前	大気汚染防止法第18条の15	
PCB	保管等の届出	都道府県	毎年度	PCB特別措置法第8条・第10条等	注2
	PCB使用機器保有状況変更届	電気絶縁物処理協会	遅滞なく		
その他	保存区域内の行為届	都道府県	あらかじめ	古都保存法第7, 8条	注3
	埋蔵文化財区域内の届	文化庁	着工30日前	文化財保護法第57条	

注1. ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則

注2. PCB特別措置法第10条：事業者は、平成39年3月31日までにPCB廃棄物を自ら処分、又は処分を委託しなければならない。

注3. 古都保存法：古都における歴史的風土の保存に関する特別法

登録解体工事講習テキスト（平成28年9月，公益社団法人全国解体工事業団体連合会）より引用

＜ごみ焼却施設＞

事業主体名	施設の名	施設の所在地	TEL	規模 (t/日)			関係市町村	担当課・係等	TEL	FAX
				計画能力	方式	竣工 改造				
仙台市 (一部富谷市)	松森工場	仙台市泉区松森字城前135	022-373-5399	600 200t×3炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	H17.8	仙台市、富谷市	環境局施設部 施設課	022-214-8240	022-214-8249
	今泉工場	仙台市若林区今泉字上新田103	022-289-4671	1,800 200t×3炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	S60.12 H10~ H12				
	葛岡工場	仙台市青葉区郷六字葛岡57-1	022-277-5399	600 300t×2炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	H7.8				
石巻市	石巻市杜鹿クリーニングセンター	石巻市十八成浜清崎山1-49	0225-45-2664	20 10t×2炉	機械化バッチ式 燃焼炉	H7.10	石巻市 (旧杜鹿町)	廃棄物対策課	0225-95-1111	0225-22-6120
塩竈市	清掃工場	塩竈市杉の入裏39-47	022-365-3377	90 90t×1炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	S51.5 H13~ H14	塩竈市	環境課	022-365-3377	022-365-3379
気仙沼市	気仙沼市ごみ焼却場	気仙沼市九条93-1	0226-22-9680	162 81t×2炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	H7.2	気仙沼市、南三陸町	廃棄物対策課	0226-22-9680	0226-24-8110
登米市	登米市環境事業所クリーニングセンター	登米市豊里町平林111-7	0225-76-0102	80 40t×2炉	全連続燃焼式 燃焼炉	H元.3 H12~ H13	登米市	環境事業所	0225-76-0102	0225-76-0103
栗原市	栗原市クリーニングセンター	栗原市一迫柳目中山1-61	0228-52-3080	80 40t×2炉	全連続燃焼式 燃焼炉	H元.3 H13~ H14	栗原市	環境課 生活環境係	0228-22-3350	0228-22-0350
石巻地区広域行政事務組合	石巻広域クリーニングセンター	石巻市重吉町8-20	0225-21-8953	230 115t×2炉	全連続流動床式 ガス化溶融炉	H15.2	石巻市、東松島市、女川町	施設管理課	0225-94-8725	0225-96-3578
仙南地域広域行政事務組合	仙南クリーニングセンター	角田市毛萱字西ノ入43-11	0224-65-3000	200 100t×2炉	流動床式ガス化 溶融炉	H29.3	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	業務課	0224-52-2870	0224-52-2660
大崎地域広域行政事務組合	大崎広域中央クリーニングセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地347	0229-28-2386	120 60t×2炉	全連続流動床式 燃焼炉	S63.3 H13~ H14	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	業務課 業務推進係	0229-24-8546	0229-23-0311
	大崎広域西部玉造クリーニングセンター	大崎市岩出山池月字小黒ヶ崎前70	0229-78-2166	256 20t×2炉	機械化バッチ式 ストーカ炉	H元.3 H13~ H14				
	大崎広域東部クリーニングセンター	涌谷町字関谷沖名291-1	0229-43-2597	96 48t×2炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	H3.3 H13~ H14				
黒川地域行政事務組合	環境管理センター	大和町吉田字根古北50	022-342-2218	80 40t×2炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	S55.11 H11~ H12	大和町、大郷町、大衡村	業務課	022-345-6481	022-345-1543
巨理名取共立衛生処理組合	岩沼東部環境センター	岩沼市下野郷字新藤曹根1-1	0223-23-1178	157 78.5t×2炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	H28.3	名取市、岩沼市、亘理町、山元町	業務課	0223-23-1178	0223-22-2793
宮城東部衛生処理組合	ごみ焼却場	利府町加瀬字新船岡5	022-368-6017	180 90t×2炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	H7.2	多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町	宮城東部衛生処理センター	022-368-6017	022-368-7349
計12事業者	計16施設			3,335						

〈し尿処理施設〉

事業主体名	施設の名称	施設の所在地	T E L	規模 (KL/日)		関係市町村	担当課・係等	T E L	F A X
				計画能力	方式				
仙台市	南蒲生環境センター	仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二	022-259-1340	160	嫌気性消化処理方式	仙台市	環境局施設部施設課	022-214-8240	022-214-8249
気仙沼市	気仙沼市し尿処理場	気仙沼市田中3番地4	0226-24-2421	110	し尿前処理・下水道放流方式	気仙沼市	廃棄物対策課	0226-24-2421	0226-24-2567
登米市	登米市環境事業所衛生センター	登米市南方町寺袋69	0220-58-2064	128	標準脱窒素処理方式+高度処理	登米市	環境事業所衛生センター	0220-58-2064	0220-58-2646
栗原市	栗原市衛生センター	栗原市若柳字上畑岡崎経沢61-6	0228-33-2301	160	好気性消化処理方式+活性汚泥処理方式	栗原市	環境課	0228-22-3350	0228-22-0350
南三陸町	南三陸町衛生センター	南三陸町戸倉字脇の沢41-1	0226-46-5528	30	低希釈二段活性汚泥法	南三陸町	環境対策課	0226-46-5528	0226-46-2607
石巻地区広域行政事務組合	石巻広域東部衛生センター	石巻市東福田字高須賀84-1	0225-62-1302	300	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理	石巻市、東松島市、女川町	施設管理課	0225-94-8725	0225-96-3578
	石巻広域西部衛生センター	石巻市北村字群田51-1	0225-73-4365						
仙南地域広域行政事務組合	角田衛生センター	角田市枝野字北大坊90	0224-63-2140	178	高負荷脱窒素処理方式	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	業務課	0224-52-2870	0224-52-2660
	柴田衛生センター	柴田町大字成田字待江151	0224-56-3734						
大崎地域広域行政事務組合	大崎広域中央桜ノ目衛生センター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地347	0229-28-2448	444	高負荷脱窒素処理方式	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	業務課 業務推進係	0229-24-8546	0229-23-0311
	大崎広域中央師山衛生センター	大崎市古川師山字庚申55-1	0229-24-4736						
	大崎広域六の国汚泥再生処理センター	加美町字新川原92	0229-63-2163						
黒川地域行政事務組合	大崎広域東部汚泥再生処理センター	涌谷町字関谷沖名193-1	0229-43-2546	60	標準脱窒素処理方式+高度処理、汚泥動燃利化処理	富谷市、大和町、大郷町、大衡村	業務課	022-345-6481	022-345-1543
	環境衛生センター	大和町鶴巻大平字勝負沢5-1	022-343-2149						
巨理名取共立衛生処理組合	浄化センター	岩沼市寺島字川向45-53	0223-23-1142	113	高負荷脱窒素処理方式	名取市、岩沼市、亶理町、山元町	業務課	0223-22-1142	0223-22-2793
塩釜地区消防事務組合	塩釜地区環境センター	塩釜市字伊保石2-98	022-363-2777	95	高負荷脱窒素処理方式	塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	環境課 環境業務係	022-363-2777	022-363-2778
計11事業者	計16施設			1,778					

＜粗大ごみ処理施設＞

事業主体名	施設の名称	施設の所在地	T E L	規模 (t/日)		関係市町村	担当課・係等	T E L	F A X
				計画能力	方式				
仙台市	今泉粗大ごみ処理施設	仙台市若林区今泉字上新田103	022-289-4671	120	併用	仙台市	環境局施設部 施設課	022-214-8240	022-214-8249
	葛岡粗大ごみ処理施設	仙台市青葉区郷六字葛岡57-1	022-277-5399	140	併用				
気仙沼市	気仙沼市粗大ごみ処理場	気仙沼市九条94-1	0226-22-9680	39	併用	気仙沼市	廃棄物対策課	0226-22-9680	0226-24-8110
登米市	登米市環境事業所クリンセンター組大ごみ処理場	登米市豊里町平林111-7	0225-76-0102	30	併用	登米市	環境事業所ク リ ン セ ン タ ー	0225-76-0102	0225-76-0103
栗原市	栗原市クリンセンター	栗原市一迫柳目中山1-61	0228-52-3080	50	圧縮	栗原市	環境課 生活環境係	0228-22-3350	0228-22-0350
富谷市	清掃センター	富谷市石積字堀田11-3	022-358-4321	16	併用	富谷市	町民生活課	022-358-0515	022-358-3189
仙南地域広域行政事務組合	仙南リサイクルセンター	蔵王町大字平沢字新並124-104	0224-33-2225	50	併用	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	業務課	0224-52-2870	0224-52-2660
大崎地域広域行政事務組合	大崎広域リサイクルセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地317	0229-28-1756	60	併用	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	業務課 業務推進係	0229-24-8546	0229-23-0311
黒川地域行政事務組合	環境管理センター	大和町吉田字根古北50	022-345-2218	20	併用	大和町、大郷町、大衡村	業務課	022-345-6481	022-345-1543
亘理名取共立衛生処理組合	岩沼東部環境センター	岩沼市下野郷字新藤曾根1-1	0223-23-1178	7.1	併用	名取市、岩沼市、亘理町、山元町	業務課	0223-23-1178	0223-22-2793
宮城東部衛生処理組合	粗大ごみ処理施設	利府町加瀬字新船岡5	022-368-6017	30	併用	多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町	宮城東部衛生処 理センター	022-368-6017	022-368-7349
計10事業者	計11施設			562					

＜資源化施設等＞

事業主体名	施設の名称	施設の所在地	T E L	規模 (t/日)			関係市町村	担当課・係等	T E L	F A X
				計画能力	処理内容	竣工				
仙台市	松森資源化センター	仙台市泉区松森字阿比古7-1	022-374-8853	70	選別資源化	H4.10	仙台市	環境局施設部 施設課	022-214-8240	022-214-8249
	葛岡資源化センター	仙台市青葉区郷六字葛岡57-1	022-277-5399	170	選別資源化	H7.8				
	堆肥化センター	富谷市石積字堀田26	022-348-6104	30	堆肥化	H14.3				
塩竈市	再資源化選別作業場	利府町赤沼字須賀3	022-363-2719	13	選別資源化	H2.10	塩竈市	環境課	022-365-3377	022-365-3379
東松島市	矢本リサイクルセンター	東松島市大塩字引沢17-3	0225-82-5300	10	不燃ごみ選別 選別資源化	H7.4	東松島市	環境課 環境班	0225-82-1111	0225-82-1846
富谷市	清掃センター	富谷市石積字堀田11-3	022-358-4321	5	不燃ごみ選別 資源化	H7.3	富谷市	町民生活課	022-358-0515	022-358-3189
女川町	女川町クリーンセンター	女川町針浜字唐松43-6	0225-53-5349	8	不燃ごみ選別	S47.3	女川町	町民生活課 施設係	0225-54-3131	0225-53-5482
南三陸町	南三陸町クリーンセンター	南三陸町戸倉字脇の沢41-1	0226-46-5528	10	不燃ごみ選別 資源化	S58.4	南三陸町	環境対策課 廃棄物対策係	0226-46-5528	0226-46-2607
大崎地域広域行政事務組合	大崎広域西部玉造クリーンセンター	大崎市岩出山池月字小黒崎前70	0229-78-2166	10	選別資源化	H1.4	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	業務課 業務推進係	0229-24-8546	0229-23-0311
黒川地域行政事務組合	不燃物処理施設	大和町吉田字根古北50	022-342-2218	5	選別資源化	S55.11	大和町、大郷町、大衡村	業務課	022-345-6481	022-345-1543
亘理名取共立衛生処理組合	岩沼東部環境センター	岩沼市下野郷字新藤菅根1-1	0223-23-1178	15.8	選別資源化	H28.3	名取市、岩沼市、亘理町、山元町	業務課	0223-23-1178	0223-22-2793
	岩沼清掃センター	岩沼市南長谷字山小屋74-36		9.4	選別資源化	S56.4				
宮城東部衛生処理組合	資源ごみ選別棟	利府町加瀬字新船岡5	022-368-6017	50	選別資源化	H2.5	多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町	宮城東部衛生 処理センター	022-368-6017	022-368-7349
計10事業者	計13施設			306						

<埋立処分地施設>

事業主体名	施設名称	施設の所在地	T E L	埋立開始	埋立終了	総面積 (㎡)	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	関係市町村	担当課・係等	T E L	F A X
仙台市	石積埋立処分場	富谷市石積字堀田11	022-358-6662	S61.4		800,000	348,400	6,412,000	仙台市	環境局施設部 施設課	022-214-8240	022-214-8249
石巻市	一般廃棄物最終処分場	石巻市南境字大衛山地内	0225-94-1779	H8.7	H33.3	96,700	36,000	270,700	石巻市	廃棄物対策課	0225-95-1111	0225-22-6120
	河南一般廃棄物最終処分場	石巻市北村字海上47-1	0225-72-3389	H7.4	H34.3	96,354	14,200	51,600				
	牡鹿一般廃棄物最終処分場	石巻市十八成浜字清崎山地内	-	H14.10	H30.3	9,773	1,460	4,640				
塩竈市	廃棄物埋立処分場	利府町赤沼字中倉21-1	022-365-3377	H元.4		61,592	32,630	273,800	塩竈市	環境課	022-365-3377	022-365-3379
気仙沼市	一般廃棄物最終処分場	気仙沼市九条94-1	0226-24-4114	H元.3	H33.3	86,510	24,400	168,000	気仙沼市	廃棄物対策課	0226-24-4114	0226-24-8110
登米市	登米市環境事務所一般廃棄物第二最終処分場	登米市豊里町笑沢153-20	-	H28.12	H43.9	37,814	31,246	100,000	登米市	環境事業所クー リーションセンター	0225-76-0102	0225-76-0103
栗原市	栗原市最終処分場(管理型)	栗原市金成狼ノ沢25-23	0228-44-2381	H11.4	H43.3	59,883	11,000	91,000	栗原市	環境課 生活環境係	0228-22-3350	0228-22-0350
東松島市	東松島市一般廃棄物最終処分場	東松島市大楯字旗沢85-1	0225-83-1853	H19.4	H34.3	63,460	9,279	28,723	東松島市	環境課 環境班	0225-82-1111	0225-82-1846
大崎市	木通沢処分場	大崎市岩出山字木通沢132-1	-	S48.10	H41.3	25,200	19,000	100,000	大崎市	環境保全課	0229-23-6074	0229-24-2249
	屏風岩最終処分場	大崎市鳴子温泉字古戸前130-3	-	S48.6	H60.11	19,834	5,775	28,875				
	加美町青木原一般廃棄物最終処分場	加美町栗切谷字青木原28-3	-	S41.4	H33.3	51,744	36,220	192,416				
加美町	一般廃棄物最終処分場	女川町針浜字唐松43-6	0225-53-3549	H14.4	H62.3	40,380	7,140	31,000	加美町	町民課	0229-63-3112	0229-63-4321
女川町	一般廃棄物最終処分場	女川町針浜字唐松43-6	0225-53-3549	H14.4	H62.3	40,380	7,140	31,000	女川町	町民生活課 施設係	0225-54-3131	0225-53-5482
仙南地域広域行政事務組合	仙南最終処分場	白石市鷹巣字黒岩下7-1	0224-24-2131	H10.1	H48.1	141,163	26,690	194,040	白石市、角田市、蔵 王町、七ヶ宿町、大 河原町、村田町、柴 田町、川崎町、丸森 町	業務課	0224-52-2870	0224-52-2660
大崎地域広域行政事務組合	大崎広域一般廃棄物最終処分場	大崎市岩出山上野目字上冷ノ沢4-38	0229-72-3103	H9.4	H34.3	62,087	9,522	75,000	大崎市、色麻町、加 美町、涌谷町、美里 町	業務課 業務推進係	0229-24-8546	0229-23-0311
	大崎広域大日向ク リーンパーク	大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向26-1	0229-52-3826	H26.4	H41.3	139,000	20,000	135,200				

事業主体名	施設名称	施設の所在地	T E L	埋立開始	埋立終了	総面積 (㎡)	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	関係市町村	担当課・係等	T E L	F A X
黒川地域行政事務組合	一般廃棄物最終処分場	大和町吉田字久ノ上古屋敷27-35	022-342-2896	H13.4	H40.3	77,000	15,100	90,000	大和町、大郷町、大衡村	業務課	022-345-6481	022-345-1543
巨理名取共立衛生処理組合	岩沼一般廃棄物最終処分場	岩沼市長岡字栗木平西1-1	0223-23-1178	S60.4		41,902	19,880	119,865	名取市、岩沼市、巨理町、山元町	業務課	0223-23-1178	0223-22-2793
宮城東部衛生処理組合	宮城東部衛生処理センターごみ埋立施設	利府町森郷字内ノ目北地内	022-356-3676	S63 H15.4	H38.6 H38.6	74,400 74,400	16,000 16,000	202,800 197,600	多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町	宮城東部衛生処理センター	022-368-6017	022-368-7349
計 15 事業者	計 19 施設					1,984,796	683,942	8,569,659				

環境モニタリング基準値

項目等		単位	施設規模	新設施設基準	既設施設基準	出典	備考	
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/h以上) 排ガス	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	施設規模	2t/h未満 2t/h-4t/h 4t/h以上	5 1 0.1	10 5 1	既設施設：H12.1.15以前に設置 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準	
			ばいじん	g/m ³ N	施設規模	0.15 0.08 0.04	0.25 0.15 0.08	新設施設基準 環境省HP：ばいじんとNo xの排出基準値一覧 http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-6.html 既設施設基準：廃棄物処理施設生活環境影響調査 指針 既設施設：H10.6以前に設置
					窒素酸化物	ppm	250 ~ 700	
大気質	塩化水素	mg/m ³ N	施設規模	700		工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要		
	硫黄酸化物	(K値) ※		q=KX10 ⁻³ He ²		q：硫黄酸化物の許容排出量(単位；温度零度・圧力1気圧の状態に換算したm ³ /毎時) K：地域別に定める定数 He：補正された排出口の高さ(煙突実高+煙上昇高) K値は地域の区分ごとに異なっている。		
粉じん等	石綿(敷地境界)	本/L		10		工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要		

※ K値は地域の区分ごとに異なっており、数字が小さくなるほど規制が厳しい。
硫黄酸化物の排出基準は全国に適用される一般排出基準と、汚染が著しいか又は著しくなるおそれがある地域で、新設される施設に限って適用される特別排出基準とがある。

項目等	単位	昼間	夜間	出典	備考	
騒音振動	一般地域	50	40	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境基本法)	昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などに静穏を要する地域とする。Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。	
		55	45			
		60	50			
	道路に面する地域	60	55	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境基本法)		
		65	60			
		70	65			
	道路交通振動※1	第一種区域	65	60	振動規制法施行規則	昼間：午前8時から午後7時まで 夜間：午後7時から翌日の午前8時まで
			70	65		
		第二種区域	60	55	宮城県公害防止条例施行規則	昼間：午前8時から午後7時まで 夜間：午後7時から翌日の午前8時まで 第一種区域：文教地区、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
			65	60		

※1 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域として知事が定めた地域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域として知事が定めた地域

※2 区域の区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途地域及び地区による。

※3 仙台市における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域については第一種区域の基準を適用するものとする。

項目等		単位	基準値	出典	備考
水質 排水	悪臭		15	悪臭防止法、宮城県公害防止条例施行規則	・宮城県は三点比較式臭袋法 ・仙台市では特定悪臭物質として法で定められた全22物質による規制指導
	pH		5.8～8.6		
			5.0～9.0		
	SS	mg/L	200		
	BODまたはCOD	mg/L	160	水質汚濁防止法	環境省HP：一律排水基準 http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html
	窒素含有量	mg/L	120		
	リン含有量	mg/L	16		
	有害物質	mg/L	水質汚濁防止法に基づく排水基準		
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 災害等廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）第22条の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う災害等廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「災害等廃棄物処理事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」

という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 市町村は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を市町村に送付するものとする。

2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 市町村は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合には、速やかに様式第 8 号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合はこの限りでない。

- 四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第 9 号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により市町村の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。
- 六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、市町村に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第 12 条第 3 項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

(申請の取下げ)

第 10 条 市町村は、第 7 条第 1 項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第 11 条 環境大臣は、第 9 条第 4 号の規定による報告書に基づき、市町村が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、市町村に対して報告を求め、又はその職員に市町村に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

- 第 12 条 市町村は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 11 号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式第 12 号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項ただし書（第 6 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 13 条 環境大臣は、第 8 条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第 13 号による交付決定及び確定通知書により市町村に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 14 号による交付額確定通知書により市町村に通知するものとする。
 - 3 環境大臣は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、市町村が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。
 - 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であつて、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 環境大臣は、第9条第2号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

一 市町村が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

二 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であつて、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項（ただし書きを除く。）及び第5項の規定を準用する。

(その他)

第16条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助金の交付については、第3条から第15条の規定にかかわらず、別紙の規定によるものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

別表

区分	費目	内 容
し尿処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	し尿の処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
ごみ処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	ごみの処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
漂着ごみ処理	同上	同上

(別紙)

東日本大震災に係る交付手続きについて

(交付の対象)

(1) 補助金の交付の対象となる事業は、東日本大震災により被害を受けた市町村が行う「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」(平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)に定める損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業とする。

ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号)(以下「財政援助法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体の市町村(以下「特定被災地方公共団体等」という。)以外が行う災害等廃棄物処理事業であって、損壊家屋等の解体事業を含まない場合の事務処理については、第 5 条から第 15 条の規定によるものとする。

(交付額の算定方法)

(2) 交付額の算定は以下の規定によるものとする。

① 様式第 16 号「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、各年度の補助対象事業に係る実支出額と各年度の総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額(以下「処理費総額」という。)を選定する。

② ア及びイから得られた額を交付額とする。

ただし、算定された事業ごとの交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 特定被災地方公共団体等における補助金の場合

(ア) 処理費総額が、平成 23 年度における当該市町村の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)第 2 条第 4 項に規定する標準税収入をいう。以下「標準税収入」という。)の 10/100 に相当する額以下の場合、処理費総額に 50/100 を乗じて得た額

(イ) 処理費総額が標準税収入の 10/100 に相当する額を超える場合、a から c までに掲げる方法で得た額の合算額

a 処理費総額のうち標準税収入の 10/100 の部分の額に 50/100 を乗じて得た額

b 処理費総額のうち標準税収入の 10/100 を超え、20/100 以下の部分の額に 80/100 を乗じて得た額

c 処理費総額のうち標準税収入の 20/100 を超える部分の額に 90/100 を乗じて得た額

(ウ) 特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行

われている場合の補助額は、当該一部事務組合が実施した処理費総額を、当該一部事務組合の規約で処理費の分担について定めた割合（以下「分担割合」という。）により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等に配賦する方法により、上記（ア）又は（イ）と同様に算定した額の合算額

なお、特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行われている場合の補助額は、分担割合により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村に配賦する方法により、特定被災地方公共団体等の場合は上記（ア）又は（イ）と同様に算定した額と、それ以外の市町村の場合は $1/2$ を乗じて得た額の合算額

- イ 特定被災地方公共団体等以外の市町村の補助金の場合
処理費総額に $1/2$ を乗じて得た額

（交付の条件）

（3）補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

① 事業計画の変更

補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の計画について変更が生じた場合には、様式第 17 号の別記（1）に準じて、変更する事業計画説明書を作成し、これを環境大臣に提出しなければならない。

② 工期の変更

事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、様式第 20 号により毎年度 2 月末日までに環境大臣に提出して、その指定を受けなければならない。

③ 財産の処分

ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

④ 補助金調書

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第 21 号による調書を

作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事務手続等)

(4) 補助金の交付申請、事業実績報告及び精算交付申請については、それぞれ、様式第17号、様式第18号及び様式第19号に基づき作成し、これを環境大臣に提出するものとする。なお、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第17号に準じて変更の交付申請書を作成し、これを環境大臣に提出するものとする。また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに様式第22号により環境大臣に提出するものとする。

(概算払)

(5) 環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、補助金の全部又は一部について、概算払をすることができるものとする。

(労働安全衛生面への配慮)

(6) 当該災害等廃棄物処理事業は、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で行わなければならないものとする。

(交付に関する細目)

(7) 補助金の交付に関する細目については、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる事項のほか、別添に定める「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」によるものとする。

(その他)

(8) その他の事項については、以下に掲げるとおりとする。

- ① 特別の事情により(2)、(4)及び(7)に定める算定方法及び手続等によることのできない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- ② 地方財政措置に関しては、「平成23年度補正予算(第1号)に伴う対応等について」(平成23年4月26日付け総務省自治財政局財政課事務連絡)の災害対策債(第3の2(1)①イ)により対処されるものであること。

(別添)

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針

第1 目的

今般の東日本大震災（以下「大震災」という。）では、空前の大規模津波により膨大な災害廃棄物が生じている。本交付方針は、このような特別の事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速なる復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業の範囲

1. ごみ処理事業

- (1) 大震災により生じた災害廃棄物（自動車、船舶を含む。）の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、災害廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び市町村への委託を含むものとする。
- (2) 大震災により、市町村が解体の必要があると判断した家屋・事業所等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、上記解体処理事業については、特定被災地方公共団体等並びに財政援助法第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）の市町村及びこれに準ずる市町村として環境大臣が認めるものが行う事業に限るものとし、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）並びに地方公共団体の所有に属する建物であって、他の復旧事業の対象とならないもの及び交付申請時において復旧計画が未定であるものを対象とする。

- (3) 特定被災地方公共団体等及び特定被災区域の市町村内に事業所を有する大企業であって、次の要件のいずれかを満たす場合、大震災により生じたがれきの収集・運搬及び処分を市町村が実施する場合は対象とする。

- ① 大震災発生後2月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の20以上減少したもの
- ② 対象事業者と対象市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が100分の20以上のもの
- ③ 対象市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が2割以上のもの

2. し尿処理事業

大震災により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

第3 補助対象経費

補助対象となる経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平

成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知) により定めるものとする。

第 4 補助対象から除外される事業

本交付方針は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）において、適用除外とされるものについては、適用しない。

第 5 その他

1. 事業の実施に当たっては、原則として競争性のある契約方式により行うなど、公平性・透明性の確保に努めること。
2. 事業の実施については、国、県、市町村、関係団体等からなる地域協議会等を活用し、事業が滞りなく行えるよう調整を図ること。また、地域協議会等が存在しない場合は、関係省庁等との調整を十分に図ること。
3. 他の市町村への委託事業は、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施するものとする。また、他の市町村への委託費用が民間事業者の費用よりも高額とならないよう十分配慮するとともに、各市町村への委託費用の均衡を図り必要最小限度に留めること。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、「廃石綿や P C B 廃棄物が混入した災害廃棄物について」（平成 23 年 3 月 19 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡）、「動植物性残さ等の産業廃棄物の保管等の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 24 日付け同部産業廃棄物課事務連絡）、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 28 日付け同部産業廃棄物課事務連絡）、「津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 30 日付け同部適正処理・不法投棄対策室）等に従い、その取扱いに留意すること。

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76条）第2条で規定する広域廃棄物埋立処分場、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するPCB廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 前項における「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものをいう。
- 3 災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 都道府県、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」とい

う。)第15条の5第1項の規定により指定を受けた法人(以下「廃棄物処理センター」という。)、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)により設立した法人(以下「広域臨海環境整備センター」という。)及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「地方公共団体等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣にしなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 地方公共団体等は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を地方公共団体等に送付するものとする。

- 2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 地方公共団体等は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を

伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第9号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により地方公共団体等の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、地方公共団体等に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

九 地方公共団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え、当該財産に廃棄物処理施設災害復旧事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十 地方公共団体等は、取得財産等のうち、不動産及びその従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過す

るまで、環境大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号環境省大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 地方公共団体等は、第 7 条第 1 項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第 11 条 環境大臣は、第 9 条第 4 号の規定による報告書に基づき、地方公共団体等が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、地方公共団体等に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、地方公共団体等に対して報告を求め、又はその職員に地方公共団体等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第 12 条 地方公共団体等は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 11 号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式第 12 号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項ただし書（第 6 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 環境大臣は、第 8 条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第 13 号による交付決定及び確定通知書により地方公

共団体等に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14号による交付額確定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。
- 3 環境大臣は、地方公共団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、地方公共団体が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。
- 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。
- 2 地方公共団体等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第15条 環境大臣は、第9条第2号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。
- 一 地方公共団体等が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合
 - 二 地方公共団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 地方公共団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（地方公共団体等の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金

の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項（ただし書きを除く。）及び第5項の規定を準用する。

（その他）

第16条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定める。

（附則）

- 1 この要綱は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

別表

区分	費目	内 容
工事費	本工事費 付帯工事費 用地費及び補償費 調査費 機械器具費 営繕費 工事雑費	各費目の内容については、昭和 53 年 5 月 31 日厚生省第 382 号厚生事務次官通知別紙「廃棄物処理施設整備費補助金交付要綱別表 2」による
事務費	旅費及び庁費	

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
実施要領

第1 補助対象となる災害の範囲

- (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金で補助対象となる「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第3条にいう「その他の事由」とは、災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に基づく海岸保全区域以外の区域の海岸への大量の廃棄物の漂着による被害（以下「漂着ごみ被害」という。）をいう。

第2 補助対象事業等

1. 災害等廃棄物処理事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。

- ① 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）
- ② 市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

- ① 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- ② 自動車、船舶、機械器具の借上料
- ③ 自動車、船舶、機械器具の燃料費
- ④ 機械器具の修繕費
- ⑤ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ⑥ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑦ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限る。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）
- ⑧ 委託料

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

- ① 1市町村の事業に要する経費が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19でいう指定都市をいう。以下同じ。）及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあっては事業費800千円未満のもの
- ② 1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあっては事業費400千円未満のもの
- ③ 漂着ごみ被害にあっては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するもの
 - (ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害
 - (イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあっては、1市町村における処理量が150m³未満のもの
 - (ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの
 - (エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

(4) 他の災害復旧事業との調整

他の災害復旧事業で補助対象となった事業については、災害等廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできない。

2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は、都道府県、市町村、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の5第1項の規定により指定を受けた法人（以下「廃棄物処理センター」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI 選定事業者」という。）、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）により設立した法人（以下「広域臨海環境整備センター」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「地方公共団体等」という。）が設置した施設であって、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ① 一般廃棄物処理施設
- ② 浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日衛浄第67号）による事業に限る。）
- ③ 産業廃棄物処理施設
- ④ 広域廃棄物埋立処分場
- ⑤ PCB廃棄物処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するものに限る。）

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日

環廃対発第050411001号)、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱(昭和53年5月31日厚生省環第382号)、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱(平成4年5月22日厚生省生衛第549号)及び廃棄物処理施設整備費(PCB廃棄物処理施設整備事業)国庫補助金交付要綱(平成13年8月8日環廃産第369号)を準用する。

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

① 1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの

施設名	金額
一般廃棄物処理施設 し尿処理施設 コミュニティ・プラント 汚泥再生処理センター 生活排水処理施設 ごみ処理施設 廃棄物循環型処理施設 廃棄物運搬用パイプライン施設 埋立処分地施設 マテリアルリサイクル推進施設 エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場	それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及びPFI選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円
浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村400千円
産業廃棄物処理施設	都道府県、市、廃棄物処理センター及びPFI選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター1,500千円
PCB廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社1,500千円

- ② 事務所、倉庫、公舎等の施設
- ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- ④ 維持工事とみられるもの
- ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(4) 他の災害復旧事業との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(5) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

第3 被害状況の報告

- (1) 地方公共団体等は、災害その他の事由が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、様式第1号又は様式第2号を作成の上、都道府県を通じて環境大臣あてに提出するものとする（広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社にあつては、都道府県を介さずに行うものとする）。
- (2) 都道府県は、管下の市町村から提出された様式第1号及び様式第2号を環境大臣あてに提出するに当たって、様式第3号を添付するものとする。
- (3) 被害額の算出にあたっては、正確にかつ速やかに行うものとし、報告後から実地調査の前までの間において所要経費に変更が生じた場合は直ちにその旨を報告するものとする。

第4 被害状況の実地調査

環境省は、第3による報告について、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）により、実地調査を行い、国庫補助対象額を算定するものとする。

第5 事業計画の変更に伴う事前協議

- (1) 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実施に際して、交付申請書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。

① 事業費の増及び30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第4で実施した実地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、実地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

② 事業費の30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

③ 事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、廃棄物対策課長、浄化槽推進室長又は産業廃棄物課長が別途定める。

(附則)

- 1 この要領は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

環廃企発第 1602221 号
環廃対発第 16022210 号
環廃産発第 1602225 号
平成 28 年 2 月 22 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長
広域臨海環境整備センター理事長
中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長 } 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の
事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて

「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
実施要領」（平成 28 年 1 月 26 日付環廃対発 1601263 号）第 5 で定める事業計
画の変更に伴う事前協議について、事業実施後に予期せぬ事由が発生し、やむ
を得ず交付決定時の事業計画を変更する場合の取扱いは下記のとおりとする。
都道府県におかれては、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

記

1. 事前協議書の提出方法について

申請者は、様式自由により変更理由等を記した事前協議書を作成し、「災
害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」（平成 19 年 4 月 2 日付環廃対発
070402002 号。以下「処理要綱」という。）第 6 条に定める様式第 3 号又は
「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱」（昭和 50 年 2 月 18 日付
厚生省第 110 号。以下「復旧要綱」という。）第 6 条に定める様式第 3 号の
案と関係書類を添付し、郵送等により担当課室宛て提出するものとする。

2. 事前協議書の提出時期について

処理要綱第6条及び復旧要綱第6条に定める変更交付申請の事前手続きの位置付けであることを踏まえ、事前協議書の提出は交付決定後に行うこと。

交付決定前に予期せぬ事由が発生した場合にも、当該事由が真に補助事業に影響を与えるのかどうかを精査することとし、事前協議書の提出は交付決定後に行うこと。

3. 管轄財務局への報告について

申請者は、環境省における事前協議書の受理後、当初の現地調査立会の趣旨に鑑み、協議内容について管轄の財務局へ報告するものとする。

ただし、変更の要因が単なる単価変動のみによるものは除く。

なお、原則として郵送又は電話等により行うものとし、郵送した資料等について説明を求められた時は、財務局に対し、変更内容等の説明を行う。

4. その他

本取扱いに疑義が生じたとき、本取扱いにより難しい事由が生じたとき、あるいは本取扱いに記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

表：変更内容と協議等について

事業費の変更	環境省との事前協議	財務局への報告
増及び 30%を超える減	必要 (交付決定後)	必要 (事前協議書受理後) ※ 変更の要因が単なる単価 変動のみによるものは除く。
30%以下の減	不要	不要
なし	不要	不要

(注1) 事前協議書の提出は交付決定後に行う。

(注2) 財務局への報告は、環境省における事前協議書の受理後とし、原則として郵送又は電話等により行う(変更の要因が単なる単価変動のみによるものは除く。)

(注3) 現地調査時において、必要性を認められずに補助対象外となった事業、現地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

以上

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 御中

市町村等名:〇〇市
所属・部署名:〇〇部〇〇課
担当者名:〇〇 〇〇
TEL:000-000-0000
e-mail:〇〇〇@〇〇.〇〇.jp

事業計画の変更に伴う事前協議書

平成〇〇年度災害等廃棄物処理事業費補助金について、下記のとおり事業費(国庫補助基本額)の変更をしたいので、「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて」(平成28年2月22日付環廃企発第1602221号・環廃対発第16022210号・環廃産発第1602225号)に基づき協議します。

【備考】

交付決定通知年月日 :平成〇〇年〇月〇日
交付決定通知番号 :環廃対発第00000000号
変更交付決定通知年月日:平成〇〇年〇月〇日
変更交付決定通知番号 :環廃対発第00000000号

記

1. 変更理由

(事業毎に、今回変更する理由を具体的に記載)
<例:災害廃棄物の量の増加の場合>
災害廃棄物の処理にあたり、処理量が当初予定していた数量を上回ることが判明した。このことにより、災害廃棄物の運搬・処理事業について、交付決定を受けた時点の事業内容から変更が生じるため。

【注】上記のような理由に加え、必ず交付申請書提出時点において予見できなかった理由を具体的に記載すること。

2. 増減内訳

区分	費目	細分	数量	単位	単価(円)	金額(円)		増減率(%)	備考
						上段:変更前	下段:変更後		
ごみ処理	労務費		100	人日	(8,000)	(800,000)	-50%		
			50	人日	8,000	400,000			
ごみ処理	借上料		200	台	(9,000)	(1,800,000)	-50%		
			100	台	9,000	900,000			
ごみ処理	燃料費		100	L	(100)	(10,000)	0%		
			100	L	100	10,000			
ごみ処理	修繕費		1	式	(20,000)	(20,000)	0%		
			1	式	20,000	20,000			
ごみ処理	薬品費		50	L	(2,500)	(125,000)	0%		
			50	L	2,500	125,000			

資料編

ごみ処理	道路整備費		1	式	(100,000)	(100,000)	0%	
			1	式	100,000	100,000		
ごみ処理	手数料		600	t	(30,000)	(18,000,000)	-33%	
			400	t	30,000	12,000,000		
ごみ処理	委託料		1	式	(3,000,000)	(3,000,000)	-33%	
			1	式	2,000,000	2,000,000		
合計						(23,855,000)	-35%	30%を超える減
						15,555,000		